

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

戸塚合同運送株式会社定款

第壹章 總則

第一條 當會社ハ戸塚合同運送株式会社ト稱ス

第二條 當會社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

一 運送及運送取扱營業並ニ倉庫業

二 他ノ運送業者ノ代理店トナルコト

三 以上ニ關聯スル一般ノ業務

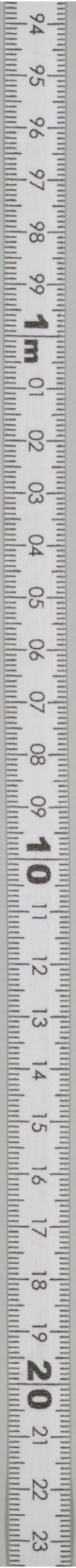
第三條 當會社資本ノ總額ヲ金五萬圓トス

第四條 當會社ハ本店ヲ鎌倉郡戸塚町ニ置ク

第五條 當會社ノ公告ハ當會社營業所ノ店頭ニ

掲載シテ之ヲ爲ス

第貳章 株式



第六條 當會社ノ株式ヲ壹千株ニ分テ壹株ノ金額ヲ五拾圓トス

第七條 當會社ノ株式ハ全額拂込済トス

第八條 當會社ノ株式ハ記名式トシ壹株券五株券拾株券五拾株券及百株券ノ五種トス

第九條 株金、拂込ヲ怠リタルモ、ハ其拂込期間ノ翌日ヨリ現拂込當日又ハ失權株式競売後當日迄百圓ニ付日歩四錢ノ遲滞利息及ヒ因テ生シタル費用ヲ當會社ニ支拂フモノトス

第十條 株主ハ住所及印鑑ヲ當會社ニ届ケ置クモノトス氏名住所又ハ印鑑変更ノ場合亦同シ

第十一條 株式ノ取得者ハ株券及株主名簿ニ其登録

録ヲ受ケルコトヲ要ス

賣買讓渡ニ因ル登録ハ會社所定ノ書式ニヨリ當事者ノ連署ヲ以テ請求ニ相續遺贈其他法律上ノ事由ニ依ル登録ハ其原因ヲ證スルニ足ルベキ書面ヲ提出シ名義書換ノ請求ヲ為スモノトス

第十二條 株式ヲ毀損シ又ハ種類ヲ変更スル為メ株券ノ交付ヲ受ケルトストキハ當會社所定ノ書式ニ依リタル請求書ニ株券ヲ添付シ新株券交付ノ請求ヲ為スコトヲ得

第十三條 株式ノ滅失又ハ紛失ニ由リ株券ノ再交付ヲ受ケルトストキ株券ノ種類番號及事由ヲ詳記シ相當資格アル保証人連署ノ上請求スベシ此場合ニ

於テ當會社ハ請求人ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ
公告ノ日ヨリ參拾日ヲ經過スルモ異議ヲ申立ルモ
ノテキトキハ新株券ヲ交付ス

第十四條 株券ニ關スル手数料ハ左ノ如シ

一 第十一條ノ場合ハ株券壹通毎ニ金拾錢トス

二 第十二條及第十三條ノ場合ハ株券壹通毎ニ

金五拾錢トス

第十五條 毎決算最終ノ翌日ヨリ其期定時總會ヲ終
ル迄株式名義書換ヲ停止ス

第二章 株主總會

第十六條 定時總會ハ毎年一月之ヲ招集ス臨時總
會ハ必要ノ都度之ヲ招集ス

第十七條 株主ハ代理人ニ議決權ヲ委任シテ行使スル
コトヲ得但代理人ハ當會社ノ株主ニ限ル

第十八條 總會ノ議長ハ取締役ノ内壹名之ニ當ル

第十九條 總會ノ議事ハ出席株主ノ過半数ヲ以テ之ヲ

決ス可否同數ナレトキハ議長ノ決スルニ依ル

總會ノ議長ハ自己ノ議決權ノ行使ヲ妨ケズ

第四章 役員

第二十條 當會社ニ左ノ役員ヲ置ク

取締役 參名以上

監査役 壹名以上

取締役ハ互選ヲ以テ社長專務常務各壹名ヲ置
クコトヲ得

社長ハ會社ヲ代表シ其業務ヲ執行ス

第一條 取締役ハ五拾株以上監査役ハ參拾株以上

ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選任ス

第二條 取締役ハ其在任中自己所有ノ株式五拾株

ヲ監査役ニ供託スルモノトス

第三條 取締役ノ任期ハ滿參ケ年監査役ノ任期ハ滿

貳ケ年トシ滿期再選ヲ妨ケズ

但其任期が最終配當期ニ關スル定時總會前ニ

滿了スルトキハ總會ノ終結ニ至ル迄其任期ヲ伸長ス

第四條 役員中欠員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ招

集シ補欠選舉ヲ爲ス此場合補欠員ノ任期ハ前任

者ノ任期トス

但補欠員ヲ生スルモ法定ノ員數ヲ欠カズ且業務ニ

差支ナキトキハ補欠選舉ヲ行ハサルコトヲ得

第五章 計算

第五條 當會社ノ計算ハ年一圓トシ一月一日ヨリ十二月

三十一日迄トス

第六條 毎計算期ニ於テ總收入金ヨリ營業上ノ經費

及損失ヲ控除シタルモノヲ利益トシ之ノ如ク處分ス

一 法定準備金 百分ノ五以上

一 役員賞與金 百分ノ十以内

一 株主配當金 若干

一 後期繰越金 若干

第七條 每期利益金ハ決算未現在ノ株主ニ配當ス

附則

第八條 本定款ニ規定セザル事項ハ總テ法ノ定ル處ニ

據ル

第九條 當會社ノ創立費用ハ五百圓以内トス

以上

右當會社定款寫ニ相違無之候也

昭和拾貳年拾月 日

神奈川県鎌倉郡戸塚町土呂於四番地

戸塚合同運送株式會社

取締役社長

寺田幹治

